

Title	巻頭言 還暦を迎えた世界人権宣言
Author(s)	阿久戸, 光晴
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.40, 2008.2 : 3-5
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4006
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

巻頭言 還暦を迎えた世界人権宣言

聖学院大学総合研究所副所長
聖学院大学学長

阿久戸 光晴

今年十二月十日で世界人権宣言「Universal Declaration of Human Rights」が六十周年を迎える。この宣言はエレノア・ルーズヴェルト米国前大統領（当時）夫人の強い指導により、カナダの国際法学者ジョン・ハンフリーによって構想され、それをもとにフランス人ルネ・カサンによって起草された。ハンフリーたちは、「二二五年のマグナカルタ、一六八九年の権利章典（イギリス）、一七八九年の人および市民の権利宣言（フランス）、一七八七年アメリカ合衆国憲法、一七九一年の権利章典（フランス）が参照された」と証言されている。また提案にあたっては、組織としてユネスコ、米国法律家協会、ユダヤ系米国人会議、女性労働組合連合、米州法曹協会などが含まれ、個人としてはH・G・ウェルズ、H・ローターパクト、E・H・カー、ハロルド・ラスキらが関わったと言われている（H・プール『世界の人権』梅田徹訳、明石書店、二〇〇一年。Poole, Hilary, *Human Rights: The Essential Reference*, The Oryx Press, 1999. 参照）。この宣言は大部分の国連加盟国が承認したが、東欧六カ国、南アフリカおよびサウジアラビアが棄権した。棄権国から逆に、この宣言の明確な思想的

張を感受できる。さてこの宣言は「すべての人民とすべての国家とが達成すべき共通の基準として」公布されたものであるから、直接の法的拘束力は持たないが、後に条約化した形でこの内容を実効あらしめんとされた。すなわち「International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights」（A 社会権規約）と「International Covenant on Civil and Political Rights」（B 自由権規約）と議定書からなる国際人権規約が採択され、一九七六年に発効した。「Covenant」という、通常何らかの重要な実行為が伴うコモンロー上の用語が使用されたことが注目される。この規約の発効により、現代の各人権擁護運動の普遍的基礎づけが確立されたといえよう。

ところでこの世界人権宣言は、世界に先駆けて日本にとって特別な歴史の意味を持っている。なぜなら、日本国とのサンフランシスコ平和条約の中で世界人権宣言が明文で言及されているからである（一九五二年）。すなわちその前文で「日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し（太字筆者）、……安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し……宣言する」と書かれている。一国の再出発に際し、世界人権宣言を遵守することを世界に条約で約束した例は他にない。日本国は、この宣言に同意し主体的に実行する誓約のもとに、賠償金なしという世界的稀有な条件で敗戦国としての状態を脱することができたのである。その意味で敗戦後の新生日本国は「普通の国家」ではなく、世界人権宣言の目的を実現するために努めるという、特別の国家的国民的使命を誠実に果たすことを世界に約束した「特別の国家」である。

日本国が世界へ仲間入りのできた恩義のある世界人権宣言は、東洋的に言えば今年還暦を迎える。またこの宣言は権利の自然法的由来を語ると同時に、その歴史性を語る。すなわち日本国憲法第九七

条が「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と過去から現在への流れを捉える一方、この宣言前文は“the advent of a world in which human beings shall enjoy freedom of speech and belief and freedom from fear and want has been proclaimed as the highest aspiration of the common people”「人類が言論と信教の自由、恐怖と欠乏からの自由を享受できる世界の到来が、一般の人々の最高の願いとして宣言された」と、悲惨な現在から将来への展望を語る。この正しい歴史的把握こそ、激動の風雪の中にありながらも還曆を迎えるに至っている、世界人権宣言への恩返しと言わねばなるまい。宣言の前文最後に、“shall strive by teaching and education to promote respect for these rights and freedoms”「これらの権利と自由の尊重を促進する教育と育成に努める」ことこそが加盟国およびその人々に期待されていると、書かれている。日本国およびその市民、そして特に教育機関は、この義務達成に誠実でなくてはならない。